

## 添 付 資 料

### I 個人情報取り扱い

個人情報の取り扱いに当たっては、下記を遵守すること。

・・・業務委託実施要領抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(個人情報に関する取扱上の責務)

第 12 条 委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（農地法施行規則 103 条第 1 項により農業委員会から提供を受けた情報、人・農地プラン会議等から取得した情報を含む）を委託事業の遂行に使用する以外に利用し、又は提供してはならない。

2 委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前 2 項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

4 保有した個人情報については、委託事業を行うため及び毀損等に備え重複して保存する場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第 13 条 委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、委託元に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第 14 条 委託先は委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## Ⅱ 贈与税・相続税の納税猶予の概要と留意事項

贈与税・相続税の納税猶予の対象農地については、特定貸付け（農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業及び農用地利用集積計画による貸付け）が行われた場合、納税猶予は打ち切りにならない。

### （１） 特定貸付けの要件

- ① 贈与農用地は10年（貸付け時に65歳未満である場合は20年）以上自作していることが必要  
ただし、機構に貸し付ける場合には、上記年数が経過しなくても、貸し付けることができる。
- ② 相続農用地は、いつでも特定貸付けを行うことができる。

### （２） 特定貸付けの手続き

- ① 贈与税及び相続税の納税猶予を受ける出し手は、「農用地利用集積計画を公告した旨の証明願を市町村へ提出する。
- ② 「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」に市町村が交付した証明書を添付して、貸付けから2ヶ月以内に税務署長に提出する。

### （３） 留意事項

- ① 20年の営農継続で免除されることとなっている農業相続人が特定貸付けを行ったときは、それ以降、この免除事由は適用されず、その者が死亡したときのみ免除される。
- ② 被相続人が特定貸付けしていた農用地を相続した場合や、農用地の相続に伴い新たな特定貸付けを行った場合についても、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。
- ③ 特定貸付け農用地を相続で取得し、取得後も貸付けを継続することにより納税猶予を受ける場合には、相続税の申告書に特定貸付けを行っている旨の届出書を添付する必要がある。

この場合、機構との間で新たな特定貸付けをする必要はないが、相続人の氏名等の情報と賃料振込口座を把握する必要があるため、相続人から「名義変更届（様式E1）」を基金に提出させる必要がある。

### Ⅲ 事業規程

#### 公益財団法人愛知県農業振興基金 農地中間管理事業規程

公益財団法人愛知県農業振興基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき愛知県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、法第4条に基づく農地中間管理機構（以下「機構」という。）として農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

#### 第1 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進

- (1) 機構は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、原則として全市町村、市町村公社及び農業協同組合に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。さらに、必要に応じて、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。
- (3) 機構は、市町村や市町村が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。
- (4) 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

#### 第2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金等の地域協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

#### 第3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。  
一方、遊休農地であっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が予定される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について十分検討するものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

- (3) このため、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

#### **第4 借受希望者の募集等**

- (1) 借受希望者の募集は、通年実施する。
- (2) 募集の区域は、市町村の区域又はこれを細分化した区域（人・農地プランの区域等）とし、当該市町村の意見を聞いて設定する。
- (3) 募集に当たっては、当該区域における、
- ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
  - ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）
- を明確にして募集するものとする。
- (4) 募集に当たっては、借受希望者に、
- ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
  - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
  - ③ 借受けを希望する期間
  - ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
  - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- 等を明確にしてもらうものとする。
- (5) 募集は、インターネットの利用その他の方法により告知する。
- (6) 新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の、地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者に対して、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等の担い手に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。
- (7) その上で、募集に応じた者については、
- ① その氏名又は名称
  - ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
  - ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
  - ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 等を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。
- (8) なお、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

#### **第5 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法**

- (1) 機構は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして
- ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
  - ② 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか

③ 当該地域に機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか

④ 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し

等を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

(2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

(3) 更に機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

(4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

(5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(6) 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として 10 年を基本とする。ただし、所有者がこれと異なる期間を希望する場合等には、協議によりそれ以外の期間を設けることができる。

(7) 機構は、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、除草等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

## 第 6 貸付先決定ルール

(1) 基本原則

機構は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を経由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。

② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。

④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 機構は、(1) の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

(3) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合

② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

(4) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。

② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

(5) (3)・(4) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（4の募集に際してその旨明示した地域）

① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）

② ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(6) (3)・(4) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。

② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。

③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(7) 市町村が集積計画一括方式を検討している場合

機構は、市町村段階において、(1) から (6) までの貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携するものとする。

(8) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

(9) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(10) 機構は、知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、借受希望者の募集、地域農業者の協議の場、その他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

## 第7 賃料の水準等

- (1) 農地を借り受けるときの賃料及び貸し付けるときの賃料については、農業委員会で公表する農地の賃料等を参考にするなど、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) なお、農地中間管理事業が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

## 第8 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

- (1) 農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、愛知県知事（以下「知事」という。）の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
- ① 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
  - ② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者との協議により、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、基金にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

## 第9 農用地等の利用状況の報告等

機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

## 第10 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

- (1) 当該農用地等が所有者から10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができるものとする。
- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
  - ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

## 第11 相談又は苦情に応ずるための体制

相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

## 第 1 2 業務委託

- (1) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（畦畔・法面の修繕、草刈り・管理耕作、窓口業務（出し手の掘起し、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、借受希望者との交渉、農用地利用配分計画の作成支援、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等）、利用条件改善業務の実施、賃料の收受・支払、データ管理、広報等）について、相手の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (2) 機構は、(1)の業務について、市町村、市町村公社、農業協同組合、愛知県農業会議、土地改良区、愛知県土地改良事業団体連合会、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (3) 業務委託にあたっては、委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として知事が指定した者への委託を進めるものとする。

## 第 1 3 農用地利用改善事業

- (1) 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携するものとする。
- (2) 機構は、事前に、農地中間管理権の取得について第3の基準に即して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを第6の貸付先決定ルールに即して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

## 第 1 4 その他

この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施について必要がある場合は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年9月25日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年6月4日から施行する。
- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行する。

## IV 業務委託要領

### 農地中間管理事業業務委託実施要領

公益財団法人愛知県農業振興基金

#### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という。）が、農地中間管理事業を地域の行政及び関係組織と一体となって効率的かつ円滑に推進するため、公益財団法人愛知県農業振興基金業務方法書並びに公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程に基づきこれらの事業の業務の一部を委託して行う場合について、その委託に関する必要な事項を定めるものとする

#### (委託先対象)

第2条 業務の委託は、農地中間管理事業の業務を適正かつ円滑に処理することができるものとして、市町村及び農業協同組合並びに市町村公社、愛知県農業会議、愛知県土地改良事業団体連合会に対して行うものとする。

#### (委託業務の内容)

第3条 基金は、農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

#### (委託契約)

第4条 基金は、業務を委託しようとするときは、委託しようとする相手方（以下「受託者」という。）と業務委託契約を締結するものとする。

#### (実施計画書の提出)

第5条 受託者は、委託業務実施計画書を提出するものとする。また、計画内容を変更するときは、速やかに同変更計画書を提出するものとする

#### (再委託の禁止と農業委員会への事務委任)

第6条 基金が、業務の一部を他の者に委託したときは、受託者は委託業務を第三者に委託してはならない。

但し、市町村における委託業務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の委任により、農業委員会が行うことができる。

#### (委託費の額)

第7条 委託費の額は、基金の予算の範囲内で委託業務の性質、種類、内容、業務量等を勘案して定めるものとする。

(契約期間)

第8条 業務を委託する期間は、契約締結の日から当該事業年度の3月31日までとする。但し、契約期限到来までに双方より契約内容の変更又は解除の申し出がなければ自動更新することを可能とする。

(委託業務の報告)

第9条 基金は、受託者が委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を提出させるものとする。

(委託費の支払い)

第10条 基金は、前条の実績報告書の内容を審査し、額の確定を行い受託者に通知するものとする。基金は委託費の額が確定した後に受託者からの請求に基づき委託費を支払うものとする。

(委託業務の変更又は中止)

第11条 受託者は、委託契約締結の際に定める業務実施計画の内容に重大な変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに基金と協議するものとする

(個人情報に関する取扱上の責務)

第12条 委託業務に従事する者（従事した者を含む。以下「委託業務従事者」という。）は、この委託業務に関して知り得た個人情報（農地法施行規則103条第1項により農業委員会から提供を受けた情報、人・農地プラン会議等から取得した情報を含む）を委託業務の遂行に使用する以外に利用し、または提供してはならない。

2 委託業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

3 前2項については、この委託業務が終了した後においても同様とする。

4 保有した個人情報については、委託業務を行うため及び毀損等に備え重複して保存する場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第13条 委託業務を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、基金に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報によって識別される特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第14条 委託先は委託業務が終了し保有する必要がなくなったときは、この委託業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、速かに復元又は判読不可

能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項について疑義がある場合は、双方協議の上、調整を図るものとする。

附 則1 この要領は、平成26年6月3日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、平成27年3月31日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、平成30年3月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙)

1 市町村、農業協同組合及び市町村公社

業務委託内容	
1	農地利用集積窓口に関する業務 ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の借受応募窓口業務 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務 ・ 条件調整業務 ・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取） ・ 農地リストの作成業務 ・ 集積計画案作成業務（一括方式含む） ・ 配分計画案の作成業務 ・ 満期契約の更新業務 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務
2	契約管理に関する業務 ・ 契約情報の保全業務 ・ 相続等契約の変更に関する業務 ・ 合意解約等契約の消滅に関する業務 ・ 権利の移転手続きに関する業務 ・ 保有契約に関する照会・相談対応 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務
3	賃料相場、精算支払に関する業務 ・ 地域の賃料相場の検討業務等 ・ 受け手農家からの借賃徴収業務（案内、督促含む） ・ 農地所有者への借賃支払業務（案内通知含む） ・ 支払調書取扱い業務（個人情報扱い、税務調書作成等） ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務
4	広報に関する業務 ・ 広報誌等への掲載 ・ リーフレット等の配置、戸配 ・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務

# 新たな農地中間管理事業

## Q & A

(令和2年度版)

## 目 次

I 人・農地プランについて	51
Q1 人・農地プランと農地中間管理事業が連携する理由は何か。	51
Q2 今後、人・農地プランの取組はどのように進めたらよいですか。	51
Q3 既存のプランを一からやり直す必要があるのか。 また、新たな取組は毎年度見直しを行う必要がありますか。	51
II 農地中間管理事業の手続きの簡素化について	52
Q4 集積計画と配分計画はどのように変わるのか。	52
Q5 集積計画のみで権利設定するなら配分計画は必要なくなるのか。	52
Q6 受け手に対する手続きは簡素化されたのか。	52
III 農地利用集積円滑化事業（以下、円滑化事業）の廃止について	52
Q7 JA等の円滑化団体を廃止して、円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化 するが、どう変わるのか。	52
Q8 現在JA等の円滑化団体に貸している、又は借りている、契約期間途中の農 地はどうなるのか。	53
Q9 統合一体化後は貸付対象農地や貸付期間は変わるのか。	53
IV 機構集積協力金について	53
Q10 協力金の見直しのポイントはどこか。	53
Q11 経営転換協力金はどう変わるのか。	54
Q12 地域集積協力金はどう変わるのか。	54
Q13 「交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される」とはどういうこと か。	54
Q14 2年ブロックローテーション（転作）地域の取り扱いはどう変わるのか。…	55
V その他	55
Q15 事業対象地域が市街化区域以外と拡大されるが、機構関連事業の範囲も拡大 されるのか。	55

## I 人・農地プランについて

Q1 人・農地プランと農地中間管理事業が連携する理由は何か。

A 従来は、農地中間管理機構、JA、市町村、農業委員会などが一体となって農地集積に取り組んでいるとは言えず、連携は不十分でした。

今後は、地域の特性に応じて、コーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制をつくり、人・農地プランを核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進することが重要です。

Q2 今後、人・農地プランの取組はどのように進めたらよいですか。

A 地域の状況に合わせて将来に向けた話合いが進むように取り組んでいく必要があります。

- ① 地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況がわかるようにアンケート等を行います。
- ② 地域の状況を地図化します。地域のアンケート等で把握した状況などを地図で確認し、話合いに活用します。
- ③ 地域の様々な機会を活用し、5～10年先の将来地域の農地を誰に担ってもらうのかについて話し合います。
- ④ 原則として集落ごとに、5～10年後に農地利用を担う人を中心経営体として決定します。

Q3 既存のプランを一からやり直す必要があるのか。  
また、新たな取組は毎年度見直しを行う必要があるのか。

A 既存の人・農地プランであっても、その区域内の相当部分の農地について、近い将来の出し手と受け手が特定されているものについては、新たに人・農地プランを作成する必要はありません。このような人・農地プランであれば毎年の形式的な見直しは必要ありません。

## II 農地中間管理事業の手続きの簡素化について

### Q4 集積計画と配分計画はどのように変わるのか。

A 農地の借入れ・転貸について、市町村の集積計画と機構の配分計画が必要でしたが、市町村の集積計画のみで権利設定ができるようになります。また、配分計画の縦覧を廃止します。

### Q5 集積計画のみで権利設定するなら配分計画は必要なくなるのか。

A すでにある農地中間管理権を経営移譲や第三者に移転する場合は配分計画（権利の移転関係）で行います。これは今後、集積計画のみで権利設定した場合も同様です。

### Q6 受け手に対する手続きは簡素化されたのか。

A 受け手を事前に登録頂くことは変わりませんが、機構に毎年行っていた農地の利用状況報告を廃止し、農業委員会の利用状況調査に一本化することで、受け手の手間を軽減します。

## III 農地利用集積円滑化事業（以下、円滑化事業）の廃止について

### Q7 JA等の円滑化団体を廃止して、円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化するが、どう変わるのか。

- A 機構が旧円滑化団体であったJA等に業務委託しますので、従来どおり相談から権利設定の原案作成までJA等は、地域の農地集積の窓口として包括的に農地の権利移動を調整します。
- (1) 市町村、JA等の市町村域の組織が連携して農地の集積・集約化を一体的に推進します。
  - (2) 市町村が実績のあるJA等を指定すれば、配分計画や新設された集積計画のみの権利設定においても、原案を作成できるようになります。
  - (3) 業務委託において、相談窓口設置等の簡易な業務は知事承認不要になります（登記簿、定款の提出が不要になります。）。

Q8 現在JA等の円滑化団体に貸している又は借りている、契約期間途中の農地はどうなるのか。

- A 農地中間管理事業への移行には3つの方法があります。
- (1) 原則、旧円滑化団体に貸借している農地については、契約期間満了まで引き続き貸借することができます。契約満了時に機構に申請することで移行させます。
  - (2) 施行日から3年間は、旧円滑化団体から機構に利用権が一括承継されることがありますが、この場合も契約者の皆様にはお知らせが行われますし、賃料や契約期間といった契約条件は変わりません。
  - (3) 地域で集積・集約を推進する場合、一旦合意解約を行い農地中間管理事業に切り替える場合があります。これには、出し手、受け手の同意が必要です。

Q9 統合一体化後は貸付対象農地や貸付期間は変わるのか。

- A 農地中間管理事業では対象農地は農業振興地域内の農地だけでしたが、円滑化事業と同様の市街化以外の農地に拡大されます。
- また、貸付期間はこれまで、原則10年間、最短5年以上としてきましたが、地権者の実情や要望に応じて弾力的な期間設定も可能とするようにしました。
- ただし、機構集積協力金は、6年以上の場合に交付されますので、基本的にはそれ以上の期間での設定を推奨いたします。

#### IV 機構集積協力金について

Q10 協力金の見直しのポイントはどこか。

- A 昨年度は、新規集積農地面積×4.5万円/10aを原資として、国が定める上限単価内で交付単価を設定していましたが、今後は全国一律の固定単価になります。また、地域集積協力金に中山間地域での要件緩和をしています。

Q11 経営転換協力金、耕作者集積協力金はどうなるのか。

A 今後、人・農地プランに基づき農地の集積・集約が重要なことから、地域集積協力金に重点が置かれることになりました。経営転換協力金は激変緩和措置として令和5年度まで交付されますが、段階的に縮減・廃止になります。また、耕作者集積協力金は廃止になりました。

Q12 地域集積協力金はどう変わるのか。

A 実質化した人・農地プランの策定地域が交付対象となりました。集積・集約化タイプと集約化タイプの2種類になり、どちらかを選択することになりました。

また、集積・集約化タイプの交付要件が「交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される」こととなり、従来より緩和されました。

Q13 「交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること」とはどうゆうことか。

A 「新たに」とは、「新規集積され」ることで、前年度3月末から利用権が機構に設定された日までの間、担い手以外の者が耕作していた農地が、担い手（認定農業者等）に転貸されることです。この新規集積農地面積が交付対象面積の1割以上あればいいということです。

※交付対象面積＝対象期間内の貸付面積－再貸付面積（既機構農地）－貸付期間6年未満農地面積（一括継承を除く円滑化からの切り替えも交付対象）

#### Q14 2年ブロックローテーション（転作）地域の取扱いはどう変わるの

A 平成30年度までの「非新規農地」の定義として、「機構に貸し付けられる日の前1年以内に担い手が…略…特定農作業受託（転作）をしたことがある農地」でしたので、そうしたケースではこれまで新規とはなりませんでした。

しかし、今年度からは、「機構に貸し付けられる日の前年度3月末から担い手が…略…特定農作業受託（転作）をしたことがある農地」に変更になりましたので、貸し付けられた日に担い手以外の者が水稻を栽培している農地は新規となります。

従って、ブロックローテーション区域のうち当該年度に水稻を担い手以外の者が自作又は作業委託している面積は「新規」となります。

#### V その他

#### Q15 機構の事業対象地域が市街化区域以外に拡大されるが、農地中間管理機構関連農地整備事業（機構関連事業）の範囲も拡大されるのか。

A 機構関連事業の実施区域は、土地改良法で定められた事業施行地域内農用地であって、かつ、農業振興地域の整備に関する法律で規定する区域であり、拡大変更はありません。

## VI 様式一覧

様式	A 1	農地中間管理事業借受希望者の募集区域について（回答）	57
様式	A 2	農用地等借受申込書	58
様式	A 3	応募者リスト	60
様式	A 4	農用地等の借受希望取下書	61
様式	B 1	農用地貸出希望申込書	62
様式	B 2	受領委任状	63
様式	B 3	同意書	64
様式	B 4	農用地現地確認記録用紙	65
様式	B 5	貸出希望者及び農用地等リスト	66
様式	C 1	（説明様式） 機構関連事業について（農地所有者向け説明書）	67
様式	C 2	（説明様式） 機構関連事業について（貸付け相手向け説明書）	68
様式	D 1	借受予定者選定調書	69
様式	D 2	農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）	71
様式	D 3	農用地利用配分計画（権利の設定関係）	74
様式	D 4	農用地利用配分計画（権利の移転関係）	77
様式	D 5	賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等	80
様式	E 1	名義変更届（出し手用）	86
様式	E 2	名義変更届（受け手用）	87
様式	E 3	口座変更届	89
様式	E 4	住所変更届	90
様式	E 5	借賃の変更について	91
様式	F 1	農地中間管理事業振替・振込期日等連絡票	92
様式	F 2	農地中間管理事業振替・振込結果報告	93
様式	G 1	契約書（市町村版）	94
様式	G 2	事業計画書（市町村版）	97
様式	G 3	実績報告書（市町村版）	100
様式	G 4	業務日誌（市町村版）	103
様式	H 1	契約書（J A・公社版）	104
様式	H 2	事業計画書（J A・公社版）	107
様式	H 3	実績報告書（J A・公社版）	110
様式	H 4	業務日誌（J A・公社版）	113

※ 様式については、各地域の実情に応じて、受託者と基金との間で協議の上アレンジして用いることが可能である。

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

市・町・村 長

農地中間管理事業借受希望者の募集区域について（回答）

貴基金理事長から照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

区 域 名	農用地等の特徴	区域内における担い手の確保状況 (下記※に該当するものに○)		
		A	B	C
		A	B	C
		A	B	C
		A	B	C
		A	B	C

※ 区域内における担い手の確保状況

- |  |
|--|
| A：担い手は十分確保されている。<br>B：担い手はあるが十分ではない。<br>C：担い手がいない。 |
|--|

《区域設定にあたっての考え方》

○公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程で次のように規定されています。

- ・市町村の区域又は市町村内の町若しくは字その他の区域とし、当該市町村の意見を聞いて設定することとしている。
- ・募集に当たっては、当該区域における
  - ①農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
  - ②当該区域内に担い手が十分いるかどうか
 を明確にして募集するものとする。

○本件の公募区域の区分けについては、「人・農地プラン」の作成範囲や地域集積協力金の「地域」と同一とする必要はありません。

## 農用地等借受申込書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金  
理事長 殿

申請者 住所  
氏名 印

下記により農用地等を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、記載内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条第2項の規定により公表されることについて、承知しております。

また、貴基金がこの申込書記載の個人情報に当事業のために利用すること、並びに業務遂行に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されることに同意します。

### 記

#### 1 借受けを希望する農用地等について

##### (1) 希望する区域

市町村名		希望する区域	
① 希望する区域が市町村内のどこでもよい場合は「全域」と記入してください。 ② 希望する区域が市町村内の特定区域の場合は「特定できる区域名」を記入してください。(例)「旧市町村名」「町名」「大字名」等			

##### (2) 農用地等の種別、面積、条件

種別	田	畑	樹園地	その他 ( )
面積	a	a	a	a
条件				

#### 2 借り受けた農用地等に作付けしようとする主な作物

作物名					
-----	--	--	--	--	--

#### 3 借受けを希望する期間

令和	年	～	令和	年	までの	年間
----	---	---	----	---	-----	----

#### 4 現在の農業経営の状況

経営規模		ha	(所有地	ha、	借受地	ha)
主要作物名等		ha		ha		ha
		ha		ha		頭・羽

主要所有 農業機械名	PS 台	PS 台	
	条 台		
農業従事者	人	(うち常雇用者数	人)

5 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由 (○を付してください)

ア 規模の拡大	イ 農地の集約化	ウ 新規参入	エ その他
---------	----------	--------	-------

6 申請者情報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	生年月日	連絡先 (TEL)

借受者の内容 (○を付してください)

ア 認定農業者(個人)	イ 認定農業者(法人)	ウ 認定新規就農者	エ 基本構想水準到達者	オ 中心経営体*	カ 非担い手
-------------	-------------	-----------	-------------	----------	--------

\*中心経営体とは、ア～エ以外の「人・農地プラン」に位置づけされた者

【法人その他の団体の場合】

ふりがな 法人名等			
所在地			
連絡先 (TEL)			
役員等に関する事項			
役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所

- 1 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。
- 2 常時従事する役員の氏名に○印を付すこと。
- 3 履歴事項全部証明書を添付すること。

応募者リスト

募集する区域	市町村	区域	氏名又は名称	区域内	区域外	新規参入	希望する農用地の状況		
							農用地の種類	面積(a)	作物の種類

## 農用地等の借受希望取下書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所

氏 名

印

電話番号

先に農地中間管理事業に係る農用地等の借受を申込みましたが、今般、その借受申込を取り下げます。

記

申込を取り下げる地区（市町村名等）

## 農用地貸出希望申込書

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

年 月 日

(貸出希望者)

〒

住所

氏名

⑩

連絡先電話番号

生年月日(任意)

1 貸し出しを希望する農用地

所 在 地	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備 考

2 賃借権の設定時期(何月から貸し出したいか希望があれば記載してください。)

3 賃借権の存続期間(何年間貸し出したいかを記入してください。特に希望がない場合は、10年間とします。)

4 借賃の振込口座

	農協 銀行 金庫		本店 支店	口座番号						
貯金種目	普通	口座名義 人(カナ)								

※貸出希望者と口座名義人が異なる場合、受領委任状を提出すること。

○本申込に当たり同意していただく事項

- 1 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。
- 2 基金がこの申込書記載の個人情報を本事業のために利用すること、並びに業務遂行に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されること。

## 受 領 委 任 状

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

代 理 人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人に定め、下記権限を委任します。

委 任 事 項

公益財団法人愛知県農業振興基金に貸し出した農地の借賃の受領に関すること。

委 任 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

### <注意事項>

委任者の氏名は、個人の場合は、必ず委任者本人が自署し、認め印を押印してください。法人の場合は、会社名はゴム印でもかまいませんが、印鑑は必ず登録してある代表者印を押印してください。

同意書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

共有者（相続人）代表者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者が共有者（相続人）代表者として下記事項を行うことに同意します。

同意事項

- 1 公益財団法人愛知県農業振興基金に農地を貸し出すこと。
- 2 貸し出した農地の借賃の受領に関すること。

共有者（相続人）の同意

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<注意事項>

共有者（相続人）の同意欄は共有者（相続人）の全員を記載してください。  
 共有者（相続人）の氏名は、個人の場合は、必ず委任者本人が自署し、認め印を押印してください。法人の場合は、会社名はゴム印でもかまいませんが、印鑑は必ず登録してある代表者印を押印してください。

### 農用地現地確認記録用紙

1. 確認日            年    月    日

2. 確認者

担当者名：

貸出希望者：

その他：

3. 対象土地と確認内容

所在・地番	利用状況	生産力	用排水	土壌	備考
	適・否	良・否	良・否	良・否	
	適・否	良・否	良・否	良・否	
	適・否	良・否	良・否	良・否	
	適・否	良・否	良・否	良・否	

4. 特記事項

.....

.....

.....

# 貸出希望者及び農用地等リスト

貸出希望者		貸出希望農地			貸出希望農用地の状況				希望借賃等		賦課金等の負担 (所有者・利用者)		
		住所	氏名	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	種別	利用状況	生産力	用排水		土壌	借賃 (円/10a)

## 機構関連事業について（農用地所有者向け説明書）

### ○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、愛知県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や受け手の申請によらず、愛知県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

### ○ 機構関連事業の内容について

（機構チェック欄）

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、愛知県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、愛知県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

### ○ 留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、所有者の都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

年 月 日

（説明者）

愛知県農地中間管理機構

（説明を受けた方）

氏 名

## 機構関連事業について（貸付け相手向け説明書）

### ○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や受け手の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

### ○ 機構関連事業の内容について

・ 機構関連事業は、愛知県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。

・ 事業実施地域については、愛知県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

### ○ 留意事項について

・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

借受予定者選定調書

貸出農用地所在地	借受予定者	(1)基本原則該当	(2)人・農地プランの内容考慮	(3)～(6)優先配慮等	複数候補者との調整時における意見聴取実施の有無 (注2)
					該当のとき○
複数候補者との調整時において意見聴取をした場合は、その意見の要約（注2）					

注1 裏面の貸付先決定ルールに該当する項目欄に○をつけること。  
 なお、従前に耕作していた農業者が借受希望者の公募に応募している場合は、当事者と十分に協議を行った上で、基本原則に抵触していないかを確認し、優先順位を付けて貸付先を決定すること。

注2 裏面の貸付先決定ルール（4）②、（5）①及び（6）①の判断に当たって、必要があれば、利害関係人（借受希望応募者リストに搭載されている者）に意見聴取をする。その場合右欄に○をつけ、意見があれば下段に意見の要約を記載すること。

## 《貸付先決定ルール》

### (1) 基本原則

機構は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を經由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

### (2) 機構は、(1)の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

### (3) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

### (4) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

### (5) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
- ② ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

### (6) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

農用地利用集積計画(農地中間管理事業一括設定)

権利利用調整を行った団体 住所 新城市福田 10 法人名 JA000

集積計画整理番号	捺印

1 権利関係	【農地中間管理機構は、賃借権等の設定を受ける農用地等について、同時に賃借権等の設定を行う。(A→B、B→C)】
利用権を設定する者(地権者)(A)	大岡久美子
農地中間管理機構(B)	公益財団法人 愛知県農業振興基金
利用権を受ける者(受け手)(C)	(農) 新城ファーム

2 各筆明細

整理番号	利用権を設定する土地		設定する利用権							新規・再貸付区分	利用権以外の権利を有する者(A・C以外)			備考	
	所在	現況地目	面積	利用権の種類	今後の利用(地目と異なる時)	始期	終期	期間	借賃(10㎡あたり)		支払の相手方(土地所有者と異なる時)	借賃の支払方法	住所		氏名又は法人名
1	設楽町東納庫字飛田38番	田	1,529	賃貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	玄米60kg相当	振込	振込				
2	設楽町東納庫字飛田40番	田	973	使用貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	-	-					
3	設楽町東納庫字飛田1番1	畑	1,263	賃貸借	果樹園	2019/12/1	2029/11/30	10年	12,000	振込	振込	木村小夜			
4	設楽町東納庫字飛田2番1	畑	1,893	賃貸借	ハウス	2019/12/1	2029/11/30	10年	30,000	振込	振込				
5															
6															
7															
8															
9															
10															
			5,658	合計面積											

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び権利の設定を受ける者並びに土地所有者の費用に關する支払区分の内容	備考
		基金及び権利の設定を受ける者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考
土地改良区経常賦課金	地権者負担	

### (記載上の注意事項)

- (1) この各筆明細は、権利の設定の当事者ごとくに別葉とする。権利を設定する者が同一で、権利を受ける者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) 「権利の設定を受けている者の氏名又は名称、住所」は、権原者がいないときは「―」を記入する。
- (3) 共同名義の場合は、代表者名義のみを記載し押印し、その内訳を別紙で添付してください。
- (4) 「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権等が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (5) 「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (6) 「今後の利用」は、現況地目とは異なる利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (7) 「始期」、「終期」はそれぞれ「〇〇年〇月〇〇日」と記載する。「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (8) 「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(10aあたりの額及び農産物の換算数量)を記載する。
- (9) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法を記載する。
- (10) 「新規・再貸付」区分は、新規・中間管理権の設定前の3月末時点から基金に貸し付けられるまでの間、利用権の設定がされていないもの、再貸付＝中間管理権の設定前に利用権の設定がされたことがあるもの。  
(共通約定事項)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定：1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の改定：この計画に同意者、農業委員会、農業者の提供する借賃等の情報を勘案して、借賃の改定が必要となった場合には、公益財団法人愛知県農業振興基金(以下、「基金」という)、権利を設定する者及び権利の設定を受ける者が協議したうえで改定手続きを行う。
- (3) 借賃の支払猶予：基金及び権利を設定する者は、権利の設定を受ける者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 借賃の減額  
ア 賃借権の目的物(以下、「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額に比較して不当となったときは、権利の設定を受ける者は、農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の額の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金、権利を設定する者及び権利の設定を受ける者が協議して定める。  
イ 目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、権利の設定を受ける者は借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金、愛知県、市町村と権利を設定する者及び権利の設定を受ける者が協議して定めるとし、必要に応じて所在地の農業委員会の意見を聞くものとする。  
ウ 権利を設定する者と権利の設定を受ける者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (5) 転貸等の禁止：基金は当該農地を、権利を設定する第三者に転貸して当該借賃人へ使用及び収益させることができる。権利の設定を受ける者は、この計画により転貸し、又はこの計画による権利を移転してはならない。
- (6) 権利の消滅及び解約にあたっての相手方の同意  
ア 天災地変その他、権利を設定する者及び設定を受ける者並びに転借人の責に帰すべき理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができなくなつたときは、この設定された利用権は消滅する。  
イ 基金及び権利を設定する者は、1の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。  
但し、権利の設定(賃借権又は使用貸借による権利)後、土地所有者の同意なく「権利の移転」をすることがある。
- ウ 基金及び権利の設定を受ける者は、1の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
- (7) 修繕及び改良  
ア 目的物の修繕は、権利の設定を受ける者が行う。ただし、災害等による大規模な修繕の場合は、基金と権利の設定を受ける者、及び土地所有者が協議して定める。  
イ 目的物の改良は、権利の設定を受ける者が行う。(利用条件改善業務による場合を除く。)
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は別表1に定められたものを除き、民法又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に従う。
- (8) 租税公課の負担  
ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は土地所有者が負担する。  
イ 目的物に除るかんがい排水、土地改良等に必要経常費は原則として別表2に定めるところによる。  
ウ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、権利の設定を受ける者が負担する。
- エ その他目的物の通常の維持保存に要する経費は、権利の設定を受ける者が負担する。
- (9) 目的物の返還  
ア 賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、権利の設定を受ける者は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、権利の設定を受ける者は、原状回復の義務を負わない。  
イ 賃借権の存続期間が満了の際、目的物の上に権利の設定を受ける者が種栽した永年性作物がある場合には、新たに権利の設定を受ける者がこれを買取ることができる。また農地中間管理権の期間満了により、土地所有者に返還する場合は、権利の設定を受ける者の請求により土地所有者はこれを買取る。なお、買取るべき永年性作物の価額は、双方が協議して定める。  
ウ 権利の設定を受ける者は、他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、各目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (10) 賃借権及び使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止  
基金、権利を設定する者及び権利の設定を受ける者は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、基金、権利を設定する者、権利の設定を受ける者及び愛知県、市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- (11) 賃借権取得者の責務：権利の設定を受ける者は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。
- (12) 賃借権又は使用貸借の解除：基金は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、権利の設定を受ける者が取得した賃借権又は使用貸借を解除することができる。
- (13) 契約の解除並びに違約金請求  
① 契約の解除：基金は、権利の設定を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、愛知県知事の承認を得て、賃借権契約を解除するものとする。  
② 違約金の支払い：基金の責めに帰さない事由により賃借を終了させたこととなった場合には、基金は、権利の設定を受ける者に対し賃借期間に相当する金額を違約金として請求することができる。
- (14) 機構関連事業：農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他：この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、基金、権利を設定する者、権利の設定を受ける者及び愛知県、市町村が協議して定める。

# 貸出希望農地集積計画兼農地配分計画台帳

利用権を設定する農地の情報		設定する利用権										出し手名情報(A)					
No.	所在	現況 地目	面積	利用権 の種類	今後の利用 (地目と異なる時)	始期 年月日	終期 年月日	存続期間 又は 残存期間	借賃 10a当たり	支払の相手 方 (地権者と異なる時)	支払 方法	新規・再 貸付区分	出し手氏名 等	ヨシカテ	郵便番号	出し手住所	電話
	設楽町東納庫字飛田38番	田	1529	質貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	玄米60kg 相当	振込	新規	大岡久美子 等	ヨシカテ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1234	
	設楽町東納庫字飛田40番	田	973	使用貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	-	-	新規	大岡久美子 等	ヨシカテ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1235	
	設楽町東納庫字飛田1番1	畑	1263	質貸借	果樹園	2019/12/1	2029/11/30	10年	12,000	木村小夜	振込	新規	大岡久美子 等	ヨシカテ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1236
	設楽町東納庫字飛田2番1	畑	1893	質貸借	ハウス	2019/12/1	2029/11/30	10年	30,000	振込	再貸付	大岡久美子 等	ヨシカテ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1237	

記入例

借受者情報(C)										付加情報(賃料口座情報)				(精算情報)			
受け手氏名等	ヨシカテ	郵便番号	受け手住所	電話	利用権 の種類	始期 年月日	終期 年月日	存続期間・残 存期間	借賃 10a当たり	受け手か らの受領 方法							
(農)新城ファーム	ｼﾝｼﾞﾎ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-555	質貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	玄米60kg相 当	振替							
(農)新城ファーム	ｼﾝｼﾞﾎ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-555	使用貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	-	-							
(農)新城ファーム	ｼﾝｼﾞﾎ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-555	質貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	12,000	振替							
(農)新城ファーム	ｼﾝｼﾞﾎ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-555	質貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	30,000	振替							

様式 D3

農用地利用配分計画(権利の設定関係)

1 各筆明細

権利の設定を受ける者の氏名又は名称		権利の設定を受ける土地		設定する権利の内容						備考			
整理番号	現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者の氏名又は名称・住所	所在地	現況 地目	面積 (㎡)	権利の種類 (賃借権・ 使用貸借権)	利用目的 (作目等)	始期 終期		存続 期間		借賃 (10a当た り)	借賃の 支払い方法	
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける者				住所 (同上)				氏名・名称 (代表者)				印	

(記載注意)

- (1) 「権利の設定を受けている者の氏名又は名称・住所」は、権原者がいないときは「一」を記入する。
- (2) 「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権等が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (3) 「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (4) 「利用目的」は、権利の設定による当該土地の利用目的〔例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等〕を記載し、水田裏作を目的とする権利設定の場合にはその利用期間をも併記する。
- (5) 「始期」、「終期」はそれぞれ「○○年○○月○○日」と記載する。「存続期間」は、「○年」と記載する。
- (6) 「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (7) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年○月○日までに○○銀行の基金名義の貯金口座に振り込む)を記載する。
- (8) この各筆明細は、賃借権の設定等を受ける者ごとに別葉とする。

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の改定  
この計画に同意後、農業委員会の提供する借賃等の情報を勘案して、借賃の改定が必要となった場合には、公益財団法人愛知県農業振興基金(以下、「基金」という)と権利の設定を受ける者が協議したうえで改定手続を行う。
- (2) 借賃の支払猶予  
基金は、権利の設定を受ける者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (3) 借賃の減額  
ア 賃借権の目的物(以下、「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額に比較して不相当となったときは、権利の設定を受ける者は、農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の額の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金と権利の設定を受ける者が協議して定める。  
イ 目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、権利の設定を受ける者は借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金、愛知県及び権利の設定を受ける者が協議して定めるものとし、必要に応じて所在地の農業委員会の意見を聞くものとする。
- (4) 転貸等の禁止  
権利の設定を受ける者は、目的物を第三者に転貸し、又はこの計画による権利を移転してはならない。
- (5) 解約にあたっての相手方の同意  
基金及び権利の設定を受ける者は、1の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
- (6) 修繕及び改良  
ア 目的物の修繕は、権利の設定を受ける者が行う。ただし、災害等による大規模な修繕の場合は、基金と権利の設定を行う者、及び土地所有者が協議して定める。  
イ 目的物の改良は、権利の設定を受ける者が行う。(利用条件改善業務による場合を除く。)  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は別表1に定めたものを除き、民法又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に従う。
- (7) 租税公課の負担  
ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は土地所有者が負担する。  
イ 目的物に係るかんがい排水、土地改良等に必要経常費は原則として別表2に定めるところによる。  
ウ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、権利の設定を受ける者が負担する。

- エ その他の目的物の通常の維持保存に要する経費は、権利の設定を受ける者が負担する。
- (8) 目的物の返還  
ア 賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、権利の設定を受ける者は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、権利の設定を受ける者は、原状回復の義務を負わない。

イ 賃借権の存続期間が満了の際、目的物の上に権利の設定を受ける者が植栽した永年性作物がある場合には、新たに権利の設定を受ける者がこれを買取ることができる。また農地中間管理権の期間満了により、土地所有者に返還する場合は、土地所有者がこれを買取ることができる。土地所有者の承諾を得て権利の設定を受ける者が植栽した永年性作物がある場合において、土地所有者に返還する場合は、権利の設定を受ける者の請求により土地所有者はこれを買取する。なお、買取取べき永年性作物の価額は、双方が協議して定めるものによる。

ウ 権利の設定を受ける者は、他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(9) 賃借権及び使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

基金及び権利の設定を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、基金、権利の設定を受ける者及び愛知県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(10) 賃借権取得者の責務

権利の設定を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

(11) 利用状況の報告及び計画の解除

① 利用状況の報告  
 権利の設定を受ける者は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に基金に農地中間管理機構の推進に関する法律施行規則第15条に定めるところにより報告しなければならぬ。

② 契約の解除

基金は、権利の設定を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、又は正当な理由がなく①の規定による報告をしないときは、愛知県知事の承認を得て、賃借権を解除するものとする。

③ 違約金の支払い

基金の責めに帰さない事由により貸借を終了させるとなった場合には、基金は、権利の設定を受ける者に対し残存期間に相当する金額を違約金として請求することができる。

(12) 機構関連事業

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及びこの農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、基金、権利の設定を受ける者及び愛知県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事項名	基金及び権利の設定を受ける者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	基金及び権利の設定を受ける者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

様式 D4

農用地利用配分計画(権利の移転関係)

1 各筆明細

権利の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 権利の移転をする者の氏名又は名称及び住所	(氏名又はは名称) (氏名又はは名称)	(住所) (住所)	移転する権利の内容							備考		
			権利を移転する土地		権利の種類 (賃借権、 使用貸借権)	利用目的 (作目等)	移転の始期 移転の終期		残存 期間		借賃 (10a当た り)	借賃の 支払い方法
整理番号	所在地	現況 地目	面積 (㎡)	面積			移転の始期	移転の終期		借賃 (10a当た り)		
現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者の氏名又は名称・住所												
この計画に同意する。												
権利の移転を受ける者	住所 (同上)	氏名・名称 (代表者)										
権利の移転をする者	住所 (同上)	氏名・名称 (代表者)										

印

印

(記載注意)

- (1) 「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (2) 「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (3) 「利用目的」は、賃借権の設定による当該土地の利用目的〔例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等〕を記載し、水田裏作を目的とする権利設定の場合にはその利用期間をも併記する。
- (4) 「移転の始期」、「移転の終期」はそれぞれ「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する。「残存期間」は、「〇年〇月」と記載する。
- (5) 「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (6) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇銀行の基金名義の貯金口座に振り込む)を記載する。
- (7) この各筆明細は、権利の移転を受ける者ごとに別葉とする。

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより移転される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の改定  
この計画に同意後、農業委員会の提供する借賃等の情報を勘案して、借賃の改定が必要となった場合には、公益財団法人愛知県農業振興基金(以下、「基金」という)と権利の移転等を受ける者が協議したうえで改定手続きを行う。
- (2) 借賃の支払猶予  
基金は、権利の移転を受ける者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (3) 借賃の減額  
ア 賃借権の目的物(以下、「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額に比較して不相当となったときは、権利の移転を受ける者は、農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の額の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金と権利の移転を受ける者が協議して定める。  
イ 目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、権利の移転を受ける者は借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金、愛知県及び権利の移転を受ける者が協議して定めるものとし、必要に応じて所在地の農業委員会の意見を聞くものとする。
- (4) 転貸等の禁止  
権利の移転を受ける者は、目的物を第三者に転貸し、又はこの計画による権利を移転してはならない。
- (5) 解約にあつての相手方の同意  
基金及び権利の移転を受ける者は、1の各筆明細に定める賃借権の残存期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
- (6) 修繕及び改良  
ア 目的物の修繕は、権利の移転を受ける者が行う。ただし、災害等による大規模な修繕の場合は、基金と権利の移転を受ける者、及び土地所有者が協議して定める。  
イ 目的物の改良は、権利の移転を受ける者が行う。(利用条件改善業務による場合を除く。)  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は別表1に定めたものを除き、民法又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に従う。
- (7) 租税公課の負担  
ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は土地所有者が負担する。  
イ 目的物に係るかんがい排水、土地改良等に必要経常費は原則として別表2に定めるところによる。  
ウ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、権利の移転を受ける者が負担する。
- エ その他目的物の通常の維持保存に要する経費は、権利の移転を受ける者が負担する。
- (8) 目的物の返還  
ア 賃借権又は使用貸借による権利の残存期間が満了したときは、権利の移転を受ける者は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、権利の移転を受ける者は、原状回復の義務を負わない。  
イ 賃借権の残存期間が満了の際、目的物の上に権利の移転を受ける者が植栽した永年性作物がある場合には、新たに賃借権の設定等を受ける者がこれを買取ることができる。また農地中間管理権の期間満了により、土地所有者に返還する場合は、土地所有者がこれを買取ることができる。土地所有者の承諾を得て権利の移転を受ける者が植栽した永年性作物がある場

合において、土地所有者に返還する場合は、権利の移転を受ける者の請求により土地所有者はこれを買取る。なお、買い取るべき永年性作物の価額は、双方が協議して定めるものによる。

ウ 権利の移転を受ける者は、他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(9) 賃借権及び使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

基金及び権利の移転を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、基金、権利の移転を受ける者及び愛知県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(10) 賃借権取得者の責務

権利の移転を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(11) 利用状況の報告及び計画の解除

①利用状況の報告

権利の移転を受ける者は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に基金に農地中間管理機構の推進に関する法律施行規則第15条に定めるところにより報告しなければならない。

②契約の解除

基金は、権利の移転を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、又は正当な理由がなく①の規定による報告をしないときは、愛知県知事の承認を得て、賃貸借契約を解除するものとする。

③違約金の支払い

基金の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、基金は、権利の移転を受ける者に対し残存期間に相当する金額を違約金として請求することができる。

(12) 機構関連事業

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及びこの農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、基金、権利の移転を受ける者及び愛知県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び権利の移転を受ける者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	基金及び権利の移転を受ける者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

様式 D 5

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(個人農業者)

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農業従事日数	賃借権の設定等を受ける者の状況	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目 (C)		賃借権の設定等を受ける者の世帯員 (構成員) (D) の農作業従事及び雇用労働力の状況 (うち15歳以上60歳未満の者)		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)
賃借権の設定等を受ける者が現に耕作又は養蚕の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目 (C)		雇用労働力 (年間延日数)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)
農地		世帯員 (構成員)		農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		種類
採草放牧地		男		農業専従者 (人)		数量
その他		女		主として農業に従事する者 (人)		種類
				従として農業に従事する者 (人)		数量
				人日		種類
						数量
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養蚕の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)						

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかこの記載があれば、他はその記載を要しない。
- A欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。  
なお、「その他」には、混交林地、農業用施設等の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設等の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- C欄は、主たる経営科目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「飼料」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- D欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおむね60日～149日の者をいう。

様式 D5

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人)

整理番号	農地所有適格法人名	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の 主な農機具の所有の状況 (G)		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	事業の種類		左記以外の事業の内容 現在 権利取得後	種類	数量		
		農畜産物名	関連事業等の内容					
農地	農地	現在	現在	権利取得後	種類	数量		
採草放牧地	採草放牧地	事業の実施状況及び事業計画		権利取得後	種類	数量		
その他	その他	農業	左記以外の事業					
		3年前	3年前	/				
		2年前	2年前					
		1年前	1年前					
		初年度	初年度					
		2年目	2年目					
		3年目	3年目					
利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)								
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転	年間農業従事日数	法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数	
							面積	積
							前年実績	見込み
承認会社であって投資平滑化法の適用を受ける者が農地所有適格法人の構成員となっている場合 (F)								
その構成員の株主の氏名・名称		有する議決権		雇用労働力 (年間延日数)		人口		
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)								

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれ合算して面積を記入する。  
なお、「その他」には、混交林地、農業用施設用の供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設用の供される土地の別記にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、耕作又は養畜の事業に関する事業 ①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等(以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(連続のない場合には空白欄、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度の売上高の見込みをそれぞれ記載する)。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社においては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の年間従事日数(以下「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業に常時従事している農家、「法人」に農作業を委託している農家、「法人」に肥料を販売する肥料会社、「法人」と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社)等と記載する。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人」から生産物を購入している食品会社、「法人」に農作業を委託している農家、「法人」に肥料を販売する肥料会社、「法人」と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社)等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社において取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。  
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号	法人名	賃借権等の設定等を受ける者の事業の状況 (C)				賃借権等の設定を受ける法人の状況 (F)		賃借権等の設定を受ける法人の状況 (G)	
賃借権等の設定を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>		賃借権等の設定を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>		事業の種類	種類	数量	種類	数量	
農地		現在		農畜産物名					
採草放牧地		権利取得後							
その他									
賃借権等の設定等を受ける法人の雇用労働力の状況 (D)		賃借権等の設定等を受ける法人の耕作又は養畜の事業を執行する役員の状況 (E)							
雇用労働力 (年間延日数)		氏名	役職名	住所	年間農業従事日数				
人日					前年実績	見込み			
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (F)									

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかはその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定が2つ以上ある場合は、それぞれ合算して面積を記入する。  
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるもの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (5) (E) 欄の「住所」欄には、耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用計画の公告の日を含む事業年度の公告の前事業年度における耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農地等の年間従事日数の見込みを記載する。  
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (7) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等が行った農業への年間従事日数とし、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における耕作又は養畜の事業を執行することとなる農地等の年間従事日数を記載する。

様式 D 5

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農作業に常時従事しない個人)

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農業従事日数	日		
賃借権等の設定を受ける者が現在に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A) m <sup>2</sup>	賃借権等の設定を受ける者が現在に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	賃借権等の設定を受ける者の世帯員 (構成員) の農業従事及び雇用労働力の状況 (D)				賃借権等の設定を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)	賃借権等の設定を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)
		世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類		
農地	農地	男	農業専従者 (人)	人日			数量
採草放牧地		女	主として農業に従事する者 (人)				
その他	採草放牧地		従として農業に従事する者 (人)				
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)							

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかはその記載がなければ、他はその記載を要しない。
- A欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。  
なお、「その他」には、混放林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- C欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「飼豚」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- D欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおよそ150日以上の方を、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおよそ60日～149日の方をいう。

# 名 義 変 更 届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 殿

新名義人 住 所

氏 名 ㊟  
電話番号

年 月 日から利用権を設定した下記農用地の名義人（土地所有者）に変更が生じたのでお知らせします。

なお、残存期間については、農用地利用集積計画に定める条件で継続することに異論はありません。

### 記

1 名義変更の農用地

利用権を設定した土地			設定した利用権			
所在	地目	面積㎡	利用権の種類	始期	終期	借賃

2 旧名義人

住 所  
氏 名

3 移転の理由

相続

4 添付書類

土地の登記事項証明書（写し）

5 借賃の振込口座

農協 銀行 金庫	本店 支店	預 金 種 目	口座番号									
			口座名義人 (カナ)									

※ 名義人と口座名義人が異なる場合、受領委任状の提出が必要となります。

## 名 義 変 更 届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

農用地利用配分計画の利用権を下記のとおり移転するので、お知らせします。  
 なお、残存期間については、農用地利用配分計画に定める条件で継続することに異論はありません。  
 また、貴基金がこの変更届記載の個人情報を当事業のために利用すること、並びに業務に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されることに同意します。

### 記

1 名義変更の農用地

賃借権の設定を受けた土地						設定を受けた権利			
市町村	大字	字	地番	現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	始期	終期	借賃
						(賃貸借)			

2 旧名義人

住 所  
氏 名

3 移転の理由

相 続

4 添付書類

他の相続人の同意書

# 同意書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

〇〇 〇〇が公益財団法人愛知県農業振興基金から借り受けている下記の農地について、〇〇 〇〇がその賃借権を相続し、残存期間について従前と同一条件で借り受けることに同意します。

## 記

賃借権の相続の対象となる農用地

市町村	大字	字	地番	現況 地目	面積 m <sup>2</sup>	賃借権 始期	賃借権 終期	借 賃

# 口座変更届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住所

氏名

印

電話番号

農用地の賃料の受け取り口座については、下記口座への変更をお願いします。

## 記

1 貸出している農用地

2 賃料の振込口座

農協 銀行 金庫	本店 支店	預 金 種 目	口座番号									
			口座名義人 (カナ)									

※ 名義人と口座名義人が異なる場合、受領委任状の提出が必要となります。

様式 E 4

## 住 所 変 更 届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

氏 名

印

住所を変更しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 旧住所

2 新住所

郵便番号

住 所

電話番号

【機構に貸し出している農地】

土地の地番	地目	面積 (㎡)	備考

借賃の変更について

年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 殿

賃貸人（土地所有者） 住所

氏名 印

電話番号

賃借人（耕作者） 住所

氏名 印

電話番号

農地中間管理事業による権利の設定がされた下記土地に係る借賃について、賃貸人（土地所有者）及び賃借人（耕作者）は下記のとおり借賃の変更をすることに同意しましたので、ご承知ください。

記

1 土地の表示・変更内容

土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	1年分の借賃（円）		備考
			変更前	変更後	

2 借賃を変更する理由

3 借賃変更時期

年 月 日から変更

様式 F1

農地中間管理事業振替・振込期日等連絡票

農業協同組合

報告者：

1 振替の期日・金額等

	処理日	総件数	総金額
振り替え (引き落し)			
振り込み			

様式 F2

農地中間管理事業振替・振込結果報告

愛知県農業振興基金あて

農業協同組合

報告者：

振替	振込
----	----

該当する処理を○で囲んでください

処理実施日	年	月	日
-------	---	---	---

項目	件数	金額(円)
処理依頼件数・金額		
正常終了件数・金額		
処理不能件数・金額		

- \* あわせて振替・振込結果一覧（不能結果の個別明細と処理依頼合計金額がわかるもの）も送付してください。
- \* 過年度分が含まれる場合は、個別明細にその部分を明記してください。

## 様式 G 1

### 農地中間管理事業業務委託契約書

公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、〇〇〇（以下「乙」という。）に委託することについて、乙との間に次のとおり契約を締結する。

#### （実施する委託業務）

第1条 甲は、乙に対し、甲が実施する農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

2 乙は、農地中間管理事業業務委託実施要領のほか、甲が別に定める「農地中間管理事業業務手順書」により実施する。

3 乙は、委託業務を実施する場合は、委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を甲と協議し作成提出するものとする。また、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

#### （委託費）

第2条 甲が、乙に支払う委託費は、経常的な業務に要する経費と随時、個別に行う業務に係る経費の2種とする。

（1）窓口業務や契約保全管理等、経常的に実施する業務の委託料の範囲は、別表1のとおりとする。

（2）広報や賃料支払い等、随時、個別業務に係る委託料の範囲は、別表2のとおりとする。

#### （契約期間）

第3条 業務を委託する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

#### （委託費の支払い）

第4条 甲は、委託業務が完了し、その額が確定した後に委託費を乙の請求により支払うものとする。

#### （再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。但し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の委任により農業委員会が行うことができる。

#### （委託業務の遂行）

第6条 乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

(委託業務の報告)

第7条 乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書（様式第3号 以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、乙から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、額を確定するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、第2条に規定する委託費の実支出額とする。

ただし、甲は、受託者の実支出額の総額が甲の当該年度予算総額を超える事態となる場合は、予算の範囲内で額の確定を行うことができるものとする。

(委託業務の中止)

第9条 乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第4条及び第8条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し又は変更することができる。

(実施状況等の報告)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

(証憑書類の備え置き)

第12条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、その収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証憑書類を契約期間満了の日から5年間保存しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別表)

1. 経常的に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
1. 農地利用集積窓口業務 ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の借受応募窓口業務 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務	左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費  (業務に従事した職員に係る人件費（但し勤務時間内は除く）、臨時雇用者賃金、その他業務を行う上で必要となる経費)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件調整業務</li> <li>・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取）</li> <li>・ 農地リストの作成業務</li> <li>・ 集積計画案作成業務（一括方式含む）</li> <li>・ 配分計画案の作成業務</li> <li>・ 満期契約の更新業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul> <p>2. 契約保全管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約情報の保全業務</li> <li>・ 相続等契約の変更に関する業務</li> <li>・ 合意解約等契約の消滅に関する業務</li> <li>・ 権利の移転手続きに関する業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	
---	--

2. 随時、個別に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
<p>1. 賃料業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の賃料相場の検討業務等</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 (会議、打合せに要した経費等)</p>
<p>2. 広報業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等掲載</li> <li>・ リーフレットの作成、戸配など</li> <li>・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 (広報原稿料、印刷製本費、郵送費等)</p>

以上の契約の証として、契約書2通を作成し記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

甲 名古屋市中区錦三丁目3番8号  
公益財団法人 愛知県農業振興基金  
理事長 ⑩

乙  
〇〇〇 ⑩

様式 G 2 市町村用

令和○年度農地中間管理事業に関する委託業務実施（変更）計画書

号  
令和 年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所  
市町村名  
代表者名

⑩

令和○年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、下記計画により実施しますので、業務委託契約第1条第3項の規定に基づき提出します。

記

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全管理に関する業務（変更・解除・台帳整備）
- (3) 賃料相場の検討業務等
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施計画

※○○部分を記入

業務区分	計画目標
(1) 農地利用集積窓口業務 ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の応募窓口業務（利害関係人の意見聴取） ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務	経常的に実施  集積面積（計画） ○○. ○ha

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件調整業務</li> <li>・ 応募者リスト作成業務</li> <li>・ 農地リストの作成業務</li> <li>・ 集積計画案作成業務</li> <li>・ 配分計画案の作成業務</li> <li>・ 満期契約の更新業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	
<p>(2) 契約保全管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約台帳（情報）の保全業務</li> <li>・ 相続等契約の変更に関する業務</li> <li>・ 合意解約等契約の消滅に関する業務</li> <li>・ 権利の移転手続き</li> <li>・ その他保有契約に関する照会・相談対応</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>契約管理面積</p> <p>〇〇.〇ha</p> <p>〇〇件</p>
<p>(3) 賃料相場の検討業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の賃料相場の安定化に資する会議の開催等</li> <li>・ 地域の相場情報の提供</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>〇月頃開催</p>
<p>(4) 広報に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等への掲載</li> <li>・ リーフレット等の戸別配布</li> <li>・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>〇月頃発行</p> <p>〇回</p>

#### 4. 予算概算

業務区分	予算の積算	概算額（千円）
人件費	業務に従事した職員の超過勤務手当等、 臨時職員の賃金 下記1 積算明細	
物件費	業務に必要な旅費、燃料費、通信費、 印刷費等経費 下記2 積算明細	
合計		

※1 人件費見積明細

※斜字は記入例です。

区分	概算見積費（千円）
超過勤務手当	
休日勤務手当	
賃金	
合計	

※2 物件費見積明細

※斜字は記入例です。

区分	所要見積額（千円）	備考（数量等）
旅費・燃料費	300	
通信費	100	通年
印刷費	100	10000 枚
消耗品費	100	
合計		

令和○年度農地中間管理事業に関する委託業務実績報告書

号

令和 年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所

市町村名

代表者名

㊞

業務委託契約書第9条に基づく令和○年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全管理に関する業務（変更・解除・台帳整備）
- (3) 賃料相場の安定化及び情報提供に関する業務
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施結果

※○○部分を記載

業務区分	実績
(1) 農地利用集積窓口業務 ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の応募窓口業務（利害関係人の意見聴取） ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務 ・ 条件調整業務 ・ 応募者リスト作成業務	農地集積面積 ○○. ○ ha

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地リストの作成業務</li> <li>・ 集積計画案作成業務</li> <li>・ 配分計画案の作成業務</li> <li>・ 満期契約の更新業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	
<p>(2) 契約保全管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約台帳（情報）の保全業務</li> <li>・ 相続等契約の変更に関する業務</li> <li>・ 合意解約等契約の消滅に関する業務</li> <li>・ 権利の移転手続き</li> <li>・ その他保有契約に関する照会・相談対応</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	契約管理面積 ○○. ○ ha ○○ 件
<p>(3) 賃料相場の検討業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の賃料相場の安定化に資する会議の開催等</li> <li>・ 地域の相場情報の提供</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	○月開催
<p>(4) 広報に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等への掲載</li> <li>・ リーフレット等の戸別配布</li> <li>・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	○月発行 ○月配布 (                    )

#### 4. 事業実績額

業務区分		精算額 (円)
人件費	業務に従事した職員の超過勤務手当等、臨時職員の賃金 ※業務日誌を添付のこと	
物件費	業務に必要なとなる旅費、燃料費、通信費、印刷費等経費 ※下記5明細	
合 計		

## 5 物件費内訳

※斜字は記入例です。

区分	実績額 (円)	数量等
<i>旅費・燃料費</i>		
<i>通信費</i>		
<i>印刷費</i>		
<i>消耗品費</i>		
合計		



## 農地中間管理事業業務委託契約書

公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、〇〇〇（以下「乙」という。）に委託することについて、乙との間に次のとおり契約を締結する。

### （実施する委託業務）

第1条 甲は、乙に対し、甲が実施する農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

2 乙は、農地中間管理事業業務委託実施要領のほか、甲が別に定める「農地中間管理事業業務手順書」により実施する。

3 乙は、委託業務を実施する場合は、委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を甲と協議し作成提出するものとする。また、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

### （委託費）

第2条 甲が、乙に支払う委託費は、経常的な業務に要する経費と随時、個別に行う業務に係る経費の2種とする。

（1）窓口業務や契約保全管理等、経常的に実施する業務の委託料の範囲は、別表1のとおりとする。

（2）広報や賃料支払い等、随時、個別業務に係る委託料の範囲は、別表2のとおりとする。

### （契約期間）

第3条 業務を委託する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### （委託費の支払い）

第4条 甲は、委託業務が完了し、その額が確定した後に委託費を乙の請求により支払うものとする。

### （再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。

### （委託業務の遂行）

第6条 乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

### （委託業務の報告）

第7条 乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務

の成果を記載した委託業務実績報告書（様式第3号 以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

（委託費の額の確定）

第8条 甲は、乙から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査する。

2 委託費の確定額は、第2条に規定する委託費の実支出額とする。

ただし、甲は、受託者の実支出額の総額が甲の当該年度予算総額を超える事態となる場合は、予算の範囲内で額の確定を行うことができるものとする。

（委託業務の中止）

第9条 乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第4条及び第8条の規定に準じて精算するものとする。

（契約の解除等）

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し又は変更することができる。

（実施状況等の報告）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

（証憑書類の備え置き）

第12条 乙は、業務委託報告書に係る関係資料を証憑書類として備えておくこととする。

2 乙は、前項の証憑書類を、契約期間満了の日から5か年間保存しなければならない。

（疑義の決定）

第13条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（別表）

#### 1. 経常的に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
1. 農地利用集積窓口業務 ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の借受応募窓口業務 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務 ・ 条件調整業務 ・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取） ・ 農地リストの作成業務 ・ 集積計画案作成業務（一括方式含む）	左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費  （窓口業務に従事した職員に係る人件費総額、窓口業務を実施する上で必要となる旅費、通信費、印刷費、燃料費、消耗品費、システム維持経費、車両及び事務所借上料、償却費等）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配分計画案の作成業務</li> <li>・ 満期契約の更新業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul> <p>2. 契約保全管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約情報の保全業務</li> <li>・ 相続等契約の変更に関する業務</li> <li>・ 合意解約等契約の消滅に関する業務</li> <li>・ 権利の移転手続きに関する業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	
--	--

2. 随時、個別に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
<p>1. 賃料の精算支払等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知案内（支払案内・請求案内書作成等）</li> <li>・ 振替、振込（督促、再処理含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>自行扱い 320 円/件</li> <li>他行扱い 770 円/件</li> </ul> </li> <li>・ 支払調書取扱業務（個人情報扱い・税務調書作成等） 500 円/件</li> <li>・ 地域の賃料相場の検討業務等</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>各業務の処理件数単価×処理件数</p> <p>250 円/件</p> <p>左記業務に要する経費 (会議、打合せに要した経費等)</p>
<p>2. 広報業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A 広報誌等掲載</li> <li>・ リーフレットの作成、戸配など</li> <li>・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 (広報原稿料、印刷製本費、郵送費等)</p>

以上の契約の証として、契約書 2 通を作成し記名捺印の上各 1 通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

甲 名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号  
公益財団法人 愛知県農業振興基金  
理事長 ⑩

乙  
〇〇〇 ⑩

様式 H 2 J A / 公社用

令和○年度農地中間管理事業に関する委託業務実施（変更）計画書

号

令和 年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所

団体名

代表者名

⑩

令和○年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、下記計画により実施しますので、業務委託契約第1条第3項の規定に基づき提出します。

記

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全管理に関する業務（変更・解除・台帳整備）
- (3) 賃料の精算支払等に関する業務（振込・振替）
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施計画

※○○部分を記入

業務区分	計画目標
(1) 農地利用集積窓口業務	新規集積面積
・ 出し手・受け手掘り起こし業務	○○.○ ha
・ 貸出申し込み窓口業務	更新集積面積
・ 受け手の応募窓口業務	○○.○ ha
・ 農地台帳情報との照合確認	
・ 農用地現況確認業務	
・ 条件調整業務	
・ 応募者リスト作成業務（利害関係人からの意見聴取）	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地リストの作成業務</li> <li>・ 集積計画案作成業務</li> <li>・ 満期契約の更新業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	
<p>(2) 契約保全管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約台帳（情報）の保全業務</li> <li>・ 相続等契約の変更に関する業務</li> <li>・ 合意解約等契約の消滅に関する業務</li> <li>・ 権利の移転手続き</li> <li>・ その他保有契約に関する照会・相談対応</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>経常的に実施 契約台帳面積 〇〇.〇 ha 〇〇 件</p>
<p>(3) 賃料の精算支払等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知（案内・督促）業務等</li> <li>・ 受け手農家からの借賃徴収業務</li> <li>・ 農地所有者への借賃支払業務</li> <li>・ 支払調書の作成業務</li> <li>・ 地域の賃料相場の検討業務等</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>12 月頃</p>
<p>(4) 広報に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等への掲載</li> <li>・ リーフレット等の戸別配布</li> <li>・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>〇月頃発行</p>

#### 4. 予算概算

業務区分		予算の積算	概算額（千円）
人件費		業務に従事する職員人件費 下記1 積算明細	
物件費	(1) 農地利用集積窓口業務	業務に必要となる旅費、燃料費、通信費、印刷費等経費 下記2 積算明細	
	(2) 契約保全管理に関する業務	賃料の精算業務で必要となる通信費、振込・振替手数料等経費 下記3 積算明細	
	(3) 賃料の精算支払等に関する業務		

	(4) 広報に関する業務	原稿作成・広報誌製作費 配布経費	
合 計			

※1 職員配置人数及び従事割合、人件費見積り明細

※斜字は記入例です。

部署	人数	従事割合	従事人数	概算人件費(千円)
本部(営農部)	2	0.1	0.2	1500
〇〇営農センター	1	0.1	0.1	600
〇〇営農センター	1	0.2	0.2	1200
支店(〇店舗)	8	0.05	0.4	2200
合計	12 部署		0.9	5500

※2 物件費(1)(2)見積

※斜字は記入例です。

区分	所要見積額(千円)	備考(数量等)
旅費・燃料費	300	
通信費	100	通年
印刷費	100	10000 枚
消耗品費	100	
システム維持費	200	3次システム等
車両等償却費	300	5 台
事務所借上料	200	250 m <sup>2</sup>
合計	1300	

兼務の場合、業務分担や従事人数等の基準により按分見積する。

※3 賃料精算等経費見積

※斜字は記入例です。

区分	単価(円)	見積件数	所要見積額(千円)
案内経費	250	1000	250
自行振込・振替	320	900	288
他行振込・振替	770	100	77
支払調書作成費	500	50	25
合計			640

令和〇年度農地中間管理事業に関する委託業務実績報告書

令和 年 月 日 号

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所

団体名

代表者名

印

業務委託契約書第7条に基づく令和〇年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全管理に関する業務（変更・解除・台帳整備）
- (3) 賃料の精算支払に関する業務（振込・振替）
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 業務実績

※〇〇部分を記載

業務区分	実績
(1) 農地利用集積窓口業務	経常的に実施
・ 出し手・受け手掘り起こし業務	
・ 貸出申し込み窓口業務	農地集積（新規）
・ 受け手の応募窓口業務	〇〇〇.〇 ha
・ 農地台帳情報との照合確認	農地集積（更新）
・ 農用地現況確認業務	〇〇〇.〇 ha
・ 条件調整業務	
・ 応募者リスト作成業務（利害関係人からの意見聴取）	
・ 農地リストの作成業務	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集積計画案作成業務</li> <li>・ 満期契約の更新業務</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	
<p>(2) 契約保全管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約台帳（情報）の保全業務</li> <li>・ 相続等契約の変更に関する業務</li> <li>・ 合意解約等契約の消滅に関する業務</li> <li>・ 権利の移転手続き</li> <li>・ その他保有契約に関する照会・相談対応</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>経常的に実施 契約台帳 ○○○.○ ha ○○ 件</p>
<p>(3) 賃料の精算支払等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知（案内・督促）業務等</li> <li>・ 受け手農家からの借賃徴収業務</li> <li>・ 農地所有者への借賃支払業務</li> <li>・ 支払調書の作成業務</li> <li>・ 地域の賃料相場の検討業務等</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>○月実施 案内 ○○件 自行 ○○件 他行 ○○件 支払調書 ○○件</p>
<p>(4) 広報に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等への掲載</li> <li>・ リーフレット等の戸別配布</li> <li>・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動</li> <li>・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務</li> </ul>	<p>○月発行 ○月配布</p>

#### 4. 事業実績額

業務区分		内訳	精算額（円）
人件費		業務に従事した職員人件費 下記1明細	
物件費	(1) 農地利用集積窓口業務	業務に必要となる旅費、燃料費、通信費、印刷費等経費 下記2明細	
	(2) 契約保全管理に関する業務	業務に必要となる旅費、燃料費、通信費、印刷費等経費 下記2明細	
	(3) 賃料の精算支払等に関する業務	賃料の精算業務で必要となる通信費、振込・振替手数料等経費 下記3明細	
	(4) 広報に関する業務	原稿作成・広報誌製作費 配布経費	

合 計		
-----	--	--

※1 職員配置人数及び従事時間、人件費額明細

※斜字は記入例です。

部署	人数	従事時間合計	実績人件費 (円)
本部 (営農部)	2		
〇〇営農センター	1		
〇〇営農センター	1		
支店 (8店舗)	8		
合計	12	時間	円

従事時間数を記録した「従事日報集計表」を添付ください。

※2 物件費(1)(2)明細

区分	精算額 (円)	数量等
旅費・燃料費		
通信費		
印刷費		
消耗品費		
システム維持費		
車両等償却費		
事務所借上料		
合計	円	

兼務の場合、業務分担や従事人数等の基準により按分計算する。

※3 賃料精算等経費明細

区分	単価 (円)	件数	精算額 (円)
案内経費	250		
自行振込・振替	320		
他行振込・振替	770		
支払調書作成費	500		
合計			

取扱件数を記入下さい。



※斜字は記入例です。

部署名	氏名	従事時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	時間単価	所要人件費
〇〇営農センター	〇〇太郎	勤務内	22	20	10	5	15	12	20	5	0	8	12	3	132	4,103	541,538
		時間外	3												3	5,128	15,385
	〇〇次郎	勤務内									10				10	3,590	35,897
		時間外													0	4,487	0
	〇〇花子	臨時									10				10	950	9,500
〇〇営農センター																	
〇〇支店																	
営農企画課																	
合計																	602,321